

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則
(県例規集登載)

指導監査室

【告示】

- 救急病院の認定
- 保安林の指定の解除
- 〃
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

医療推進課

治山課

〃

道路整備課

〃

【人事委員会】

- 令和元年度岡山県職員A採用試験の実施

人事委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十七号

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十一年岡山県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「指定居宅介護支援事業者」を削る。

第二条第一項中、「第四十六条第一項」を削り、「第九十四条第一項」の下に「若しくは第七十七条第一項」を加え、「第七十九条の二第一項、」を「若しくは」に改め、「第九十四条の二第一項」の下に「若しくは第八十条第一項」を加え、「指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) 指 定 ・ 許 可 (更 新) 申 請 書 (様 式 第 一 号) 」 を 「 知 事 が 別 に 定 め る 申 請 書 」 に 改 め る 。

第二条の二中「指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書(様式第一号の二)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第三条中「指定を不要とする旨の申出書(様式第二号)」を「知事が別に定める申出書」に改める。

第四条第一項中、「第八十二条第一項」を削り、「第九十九条第一項、」を「第九十九条第一項、第百十三条第一項若しくは」に、「変更に係るものにあつては変更届出書(様式第三号)」に、「再開に係るものにあつては再開届出書(様式第三号の二)」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「に規定する」を「の」に改め、同条第三項中「、第八十二条第二項」を削り、「若しくは」を「、第百十三条第二項若しくは」に、「廃止(休止)届出書(様式第四号)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第五条中「指定辞退申出書(様式第五号)」を「知事が別に定める申出書」に改める。

第六条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加え、同条第一項中「の規定」を「又は第七十七条第二項の規定」に、「介護老人保健施設開設許可事項変更許可申請書(様式第六号)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第七条の見出し中「管理者」を「及び介護医療院の管理者」に改め、同条第一項中「の規定」を「又は第九十九条の規定」に、「介護老人保健施設管理者承認申請書(様式

第七号)」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第八条の見出し中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加え、同条中「の規定」を「又は第百十二条第一項第四号の規定」に、「介護老人保健施設広告事項許可申請書（様式第八号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第九条第一項中「指定介護療養型医療施設指定変更申請書（様式第九号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第九条の二第一項中「指定居宅介護支援」を削る。

第十条中「第八十五条」を削り、「第百四条の二、」を「第百四条の二、第百十四条の七若しくは」に改め、「第百三十三条の二各号」を削り、「第百三十七条の二各号、」を「第百三十七条の二各号、第百四十条の二の三各号若しくは」に改める。

第十二条第一項中「業務管理体制届出書（様式第十号）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「業務管理体制届出事項変更届出書（様式第十一号）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

様式第一号から様式第十一号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

◎岡山県告示第四百二十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和元年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

児島聖康病院

2 所在地

倉敷市児島下の町一〇―三七四

二 認定年月日

令和元年九月十四日

三 認定の有効期限

令和四年九月十三日

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

◎岡山県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

岡山市北区檜津字割岩三二八六の二、三二八六の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

◎岡山県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
笠岡市神島外浦字大道池上三八一〇の六
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

◎岡山県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中西川線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町中字向津川田八四八番二地 先から	久米郡美咲町中字向津川田八六五番一 地 先まで	新	一〇・〇 〃 一九・五	一三五・〇
久米郡美咲町中字向津川田八四八番二地 先から	久米郡美咲町中字向津川田八六五番一 地 先まで	旧	八・〇 〃 一二・五	一三五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 中西川線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

<p>先まで 久米郡美咲町里字山手山一五二六番一 地先から 久米郡美咲町里字榎ヶ峠一四三〇番一〇</p>	<p>先まで 久米郡美咲町里字山手山一五一六番一 地先から 久米郡美咲町里字榎ヶ峠一四三〇番一〇</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>別</p>
<p>一五・〇 四・〇 〃</p>	<p>三〇・〇 四・〇 〃</p>	<p>(メートル)</p>
<p>四五〇・〇</p>	<p>四五〇・〇</p>	<p>(メートル)</p>

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

◎岡山県告示第四百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日		
県道	中西川線	<table border="1"> <tr> <td>久米郡美咲町中字向津川田八四八番二地先から</td> <td>久米郡美咲町中字向津川田八六五番一地先まで</td> </tr> </table>	久米郡美咲町中字向津川田八四八番二地先から	久米郡美咲町中字向津川田八六五番一地先まで	令和元年九月十七日
久米郡美咲町中字向津川田八四八番二地先から	久米郡美咲町中字向津川田八六五番一地先まで				

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

◎岡山県人事委員会公示第十号

令和元年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和元年九月十七日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
土 木	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
電 気	三名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成元年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和二年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

--

令和元年9月17日 岡山県公報 第12127号

2 第二次試験

試験の期日	令和元年十一月三日（日曜日）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

試験の期日	令和元年十一月二十日（水曜日）及び 同年十二月七日（土曜日）
試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和二年四月一日とする。

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成三十一年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九三、一〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和元年九月十七日（火曜日）から同年十月十六日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。